

## 特定事業主行動計画の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条に基づき、与那国町職員における特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について、以下のとおり公表します。

### 1. 育児休業（部分休業含む）の取得

《目標》平成 32 年度までに男性 10%、女性 100% (人)

当該年度	新たに育児休業取得が可能となった職員数		取得者		取得率	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
平成 30 年度	1	2	0	2	0.0%	100.0%
令和元年度	0	1	0	1	0.0%	100.0%
令和 2 年度	3	4	0	4	0.0%	100.0%
令和 3 年度	1	1	1	1	100.0%	100.0%

### 2. 年次休暇の取得の促進

《目標》平成 32 年度までに年次休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

	平均暇取得日数（日）
平成 30 年度	12.7
令和元年度	13.2
令和 2 年度	12.9
令和 3 年度	13.0